

高齢者に対する支援と介護保険制度

問題 119 介護保険法が公布(平成9年12月17日)された時点での老人福祉法による高齢者福祉制度に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 65歳以上の者についての養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所又は入所の委託の措置は、都道府県が採っていた。
- 2 特別養護老人ホームに入所又は入所の委託の措置が採られるのは、低所得の者に限られていた。
- 3 特別養護老人ホームは、無料又は低額な料金で65歳以上の者を入所させ、常時の介護等を供与することを目的とする施設だった。
- 4 養護老人ホームは、65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅での養護が困難な者を入所させた。
- 5 65歳以上の者についての養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所又は入所の委託の措置に要する費用の8割は、国が負担していた。

問題 120 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」における生活支援に関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 施設サービス計画の作成に当たっては、施設内でのサービスを利用した計画とし、当該地域の住民による自発的な活動によるサービスの利用は含めない。
- 2 施設サービス計画を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容を入所者又はその家族に説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。
- 3 入所者の希望があれば、入所者の負担によって、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けることができる。
- 4 入所者には個々の生活支援を中心にサービス提供すべきなので、必ずしもレクリエーション事業に取り組む必要はない。
- 5 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きは、入所者本人又は家族が行うことに困難があっても代わって行ってはならない。

問題 121 自宅で暮らす要支援者への指定介護予防サービスに関する次の記述のうち、適切なものを一つ選びなさい。

- 1 調理，掃除などの生活援助では，利用者を休息させ，指定介護予防訪問介護計画に沿って効率的にサービスの提供を行う。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護の提供においては，利用者の安全のために常に看護職員及び介護職員をもって行わなければならない。
- 3 指定介護予防訪問介護においては，訪問介護員が利用者にとって必要と認めた場合，同居家族に対してサービスを提供することが認められている。
- 4 指定介護予防訪問看護では，主治医の指示を文書で受け，降圧剤を使用している利用者の血圧測定を行いその結果を利用者に伝えることができる。
- 5 指定介護予防居宅療養管理指導は医師又は歯科医師の医学的又は歯科医学的管理に基づいて行われ，その提供者には，薬剤師，看護職員のほかに訪問介護員が含まれる。

問題 122 事例を読んで，次のうち，今後のケアの方向性の決定で最も優先されるべきものとして，適切なものを一つ選びなさい。

〔事例〕

Dさん(70歳，男性)は，直腸がんで肝転移，リンパ節転移がある。入院している病院の医師から，予後からみて数週間で病院での積極的治療は困難と説明され，現在，医師の往診，訪問看護，訪問介護を受け在宅療養している。Dさんは「家がいい。終末期には何も処置をしないでほしい」とリビングウィルを往診の医師に手渡し，同居している妻と長女も自宅で看取りたいと望んでいた。意識が低下し本人の意思表示ができなくなったとき，他県から駆けつけた長男が「もう一度入院して少しでも長く生かしてもらいたい」と言った。

- 1 医師の判断
- 2 本人のリビングウィル
- 3 長男の意見
- 4 公正な立場の第三者の判断
- 5 妻の意見

問題 123 事例を読んで、Eさんの介護保険の認定やサービスの支給等に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

〔事例〕

W市に住むEさん(63歳)は、以前から患っていた関節リウマチが悪化し、日常生活上の支援が必要となったので平成22年11月15日に初めて要介護認定の申請を行った。その結果、W市より要支援2の認定結果通知があった。今後、Eさんは介護保険サービスを利用して在宅生活を続けていきたいと考えている。

- 1 Eさんの要支援認定において、その障害が何に起因するものであるかは問われなかった。
- 2 Eさんの要支援認定の有効期間は、新規認定のため、平成23年11月14日までの1年間とされた。
- 3 Eさんは、地域支援事業としての介護予防ケアマネジメント事業ではなく、介護予防支援を利用できる。
- 4 Eさんへの給付の対象となるサービスには、夜間対応型訪問介護など地域密着型サービスが挙げられる。
- 5 Eさんの介護保険の保険料は要支援2の認定結果により変更され、Eさんが居住するW市が算定する基準に従い、W市により徴取されることになる。

問題 124 介護保険法の保険料に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 第1号被保険者の保険料の特別徴収の対象となる年金には、老齢基礎年金、遺族基礎年金及び障害基礎年金が含まれる。
- 2 第1号被保険者の普通徴収される保険料の納付義務は、その被保険者本人が負い、その属する世帯の世帯主は負わない。
- 3 第1号被保険者の保険料率は、全国どこの保険者においても第4段階を基準額として、6段階に統一的に設定されている。
- 4 第2号被保険者の保険料は、医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金を通じてその被保険者が居住する市町村に交付される。
- 5 第2号被保険者の保険料は、介護給付及び予防給付の財源に充てられ、地域支援事業の財源には充てられない。

問題 125 介護保険制度の介護報酬に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 基準該当サービスの事業者が提供するサービスの介護報酬は、厚生労働大臣が必要であると認めるときには、事業者による代理受領が認められている。
- 2 平成17年10月以降、居住費と食費が介護報酬から外され利用者の負担となったのは、施設介護サービスについてであり、居宅介護サービスには影響はなかった。
- 3 介護報酬の算定基準は厚生労働大臣が定めるが、介護予防サービスの報酬額については、厚生労働大臣が定めた額を超えない範囲内で市町村が定めることができる。
- 4 社会保険診療報酬支払基金は、市町村からの委託を受けて、介護保険の指定事業者からの請求に基づく介護報酬の審査・支払事務を行う。
- 5 通所介護サービス(療養通所介護を除く)の介護報酬は、サービス提供時間の長さ、利用者の要介護度及びサービス提供の規模ごとに異なって算定されている。

問題 126 指定介護老人福祉施設 S 園の身体拘束廃止委員会の委員長になった F 生活相談員(社会福祉士)による、「身体拘束ゼロへの手引き」(平成 13 年 3 月厚生労働省作成)等を参考にした高齢者の身体拘束を廃止する取組に関する次の記述のうち、最も適切なものを一つ選びなさい。

- 1 身体拘束を外したことで転倒事故等が起きたらどうするのかとする一部の職員の主張には、F 生活相談員は、「自分がすべて責任を負う」と明言する。
- 2 S 園の入居者本人や他の入居者の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、S 園の委員会としては無条件で身体拘束を認めざるを得ない。
- 3 車いすからの転落防止等のために入居者の身体拘束を家族から求められたときには、F 生活相談員は、身体拘束をやむを得ず認めざるを得ない。
- 4 認知症の入居者が徘徊して行方不明になることを防ぐために居室の扉に暗証キーを用いるのは、身体拘束ではない。
- 5 身体拘束の何が問題なのかが議論になったときには、F 生活相談員は、身体的・精神的弊害だけでなく、S 園への不信、偏見等の社会的弊害があることも指摘する。

問題 127 老人福祉法の規定に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 有料老人ホームとは、介護等の供与をする事業を行う施設であって、老人福祉施設や認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居等の施設でないものをいう。
- 2 介護保険法施行により、老人福祉法における特別養護老人ホームへの入所措置の条項は廃止され、契約制度に移行した。
- 3 市町村の老人福祉センターは、老人の福祉に関し、必要な実情把握に努めつつ、必要な情報の提供、相談、調査及び指導、並びにこれらに付随する業務を行う。
- 4 老人介護支援センターは、無料又は低額な料金で各種相談に応ずるとともに健康増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を老人に総合的に供与する施設である。
- 5 市町村老人福祉計画は、老人の福祉に関する事項を定める市町村介護保険事業計画及び市町村地域福祉計画と調和が保たれたものでなければならない。

問題 128 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- 1 この法律にいう「高齢者」とは、その年齢が65歳以上の者を指すとともに、65歳未満の者であって介護保険における要介護あるいは要支援の認定を受けた者をいう。
- 2 市町村長は養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、裁判所の許可を得て、立入調査をさせることができる。
- 3 市町村は、虐待防止のために市町村が行う高齢者や養護者に対する相談、助言、指導について、当該市町村と連携協力する高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに委託することができる。
- 4 市町村長は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況や養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合に採った措置などについて公表しなければならない。
- 5 養護者による虐待を受けた高齢者について老人福祉法における措置が採られ、養介護施設へ入所させた場合、養護者から当該高齢者との面接の要求があったときには養介護施設の長はこれを拒むことはできない。